

任命拒否の理由を明らかにしない政府による日本学術会議の「解体」に反対する声明

2025 年 2 月 15 日

学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める弁護団

私たちは、2020 年 10 月 1 日、当時の菅義偉内閣総理大臣が、理由も明らかにしないまま、日本学術会議（以下、「学術会議」ともいいます）が会員候補者として推薦した 105 名のうち 6 名の任命を拒否した前例のない事件に関し、任命拒否理由やその意思決定過程のわかる文書の開示を求めている訴訟の弁護団です。

日本学術会議は、科学者が戦争に協力したことの深い反省に立脚し、1948 年制定の日本学術会議法により「科学者の総意の下に」設立されました（同法前文）。同法は、学術会議が「職務を独立に行う」ことを明文で定めています（同法 3 条）。そして、独立性を確保するため、会員は学術会議が「優れた研究又は業績のある」科学者のうちから候補者を選考して内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣は学術会議の推薦に基づいて会員を任命するとされ（同法 7 条、17 条）、政府も、「内閣総理大臣の任命は形式的」との国会答弁を繰り返してきました。内閣総理大臣が、その日本学術会議法に違反して、推薦された会員の任命を初めて拒否したのが、2020 年 10 月 1 日だったのです。政府は、国会でどれほど追及されても任命拒否の理由を明らかにしませんでした。

そこで 2021 年 4 月、法律家 1162 名と任命を拒否された 6 名全員が、政府に対し、任命拒否の理由のわかる文書等の情報公開及び個人情報開示の請求をしました。しかし政府は、内閣官房、内閣府とも、「そのような文書は作成も取得もしていない」と開き直って「不開示」決定をしました。そこで 2024 年 2 月、法律家 166 名と任命拒否された 6 名全員は、不開示処分の取消と国家賠償を求めて、国に対して行政訴訟を起こしました。

訴訟になっても、政府の態度は変わりません。任命拒否の理由のわかる文書など作成も取得もしていない、作成義務もないと主張し続けています。しかし、前例のない任命拒否という重大な決定については、政府には、公文書管理法上、文書作成義務がありますし、6 名を排除するための資料が全く存在しなかったはずはありません。それなのに、任命拒否の理由も、意思決定過程も、いまだに完全に闇の中なのです。政府の態度は、不透明・不誠実極まりないものです。

政府は、学術会議を「特殊法人」にする法案を今国会に提出しようとしています。この法案は、制度を少々変えるようなものではなく、現行の日本学術会議法を廃止し、現在の学術会議を解体し、新たな法律で、全く別の「特殊法人」を設立するものです。会員以外の者で構成する「選定助言委員会」や内閣府に設置される「評価委員会」、内閣総理大臣が任命する「監事」などを置くというもので、これでは、政府・産業界に従属する「科学者」集団になってしまいかねません。学術会議の独立性が損なわれることは明らかです。

そもそも学術会議の「法人化」は、任命拒否に対する世論の強い批判をかわそうと、拒否の違法性を棚に上げて、「法人化すれば内閣総理大臣による任命は必要なくなる」とばかりに、2020 年 12 月に自民党が提案したものでした。その提案は、学術会議を政府・産業界のコントロール下に置くことを狙ったものでしたが、それが今、法案となって提出されようとしているのです。

違法な任命拒否に端を発するこのような「学術会議つぶし」の企てを、私たちは絶対に許すことはできません。政府から独立に、政府と対等な立場で物が言える科学者集団である学術会議の存在は、市民社会にとってこのうえなく大切です。

私たちは、日本学術会議を特殊法人とする今回の法案に強く反対します。